

インタフェース仕様書市町村編修正履歴

(内容現在 平成30年10月19日)

No.	除く ページ	改定前	枚数	加える ページ	改定後	枚数
1	253	<p>ページ番号 253 (3)高額計算の考え方</p> <p>①(1)(2)で記載した内容が国保連合会に揃っている場合に正しい高額計算を行うことができる。 <u>(市町村において介護保険の高額介護サービス費支給処理を委託していない場合(給付実績交換処理で高額介護(予防)サービス費を国保連合会に提出している場合は除く)は、高額介護(予防)サービス費を考慮しない値で高額計算を行うこととなる)</u></p> <p>②(1)(2)で記載した内容が国保連合会に揃っていない場合は、国保連合会にある情報にて高額計算を行うこととなる。(正しい高額計算結果ではない)</p>	1	253	<p>ページ番号 253 (3)高額計算の考え方</p> <p>①(1)、(2)で記載した内容が国保連合会に揃っている場合に正しい高額計算を行うことができる。</p> <p>②(1)、(2)で記載した内容が国保連合会に揃っていない場合は、国保連合会にある情報にて高額計算を行うこととなる。(正しい高額計算を行えない)</p> <p>③(1)、(2)で記載した内容が国保連合会に揃っている場合であっても、以下の情報(※1)が介護保険システムに登録されていないと正しい高額計算を行えない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険給付実績 ・高額介護(予防)サービス費 ・高額介護(予防)サービス費(年額) ・高額医療合算介護サービス費 <p>※1 高額障害福祉サービス等給付費(施行令第四十三条の五第一項)については、同一世帯内の介護保険併用者に係る情報</p>	1